

第5回田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年7月4日(水) 15:00～16:20

2. 開催場所 田村市役所 2階 201会議室

3. 出席者

(1) 委員

田村市総務部 部長 松本 広行

田村市産業部 部長 渡邊 昌明

田村市農業委員会事務局 局長兼総務課長 吉田 孝司

株式会社田村バイオマスエナジー 代表取締役 小檜山 良一

福島さくら農業協同組合 たむら地区本部 営農経済部営農販売課 課長 菅野 勝理

田村市農業委員会 委員 / 大越地域行政区長連合会 会長(南部行政区長) 新田 耕司

田村市農業委員会 委員 石井 清吉

田村市認定農業者連絡協議会 会計 柳沼 正郎

田村木質バイオマス流通協議会 会長 鈴木 金一

田村木質バイオマス流通協議会 副会長 矢吹 盛一

大越地域行政区長連合会 副会長(白山行政区長) 山口 善吉

大越地域行政区長連合会 中部行政区長 佐藤 善嗣

大越地域行政区長連合会 東部行政区長 石井 幸一

福島県県中農林事務所 企画部指導調整課 課長 高野 信也

福島県県中農林事務所 森林林業部林業課 課長 高橋 宏成

(2) オブザーバー

農林水産省東北農政局経営事業・支援部 食品企業課 係長 武田 温美

福島県農林水産部 農業担い手課 主任主査 小林 秀樹

(3) 事務局

田村市産業部農林課 課長 高橋 博人

田村市産業部農林課 課長補佐兼農政係長 遠藤 英雄

田村市産業部農林課 副主査 鈴木 将太

田村市産業部商工課 課長 鈴木 勝利

田村市産業部商工課 主査 千葉 充泰

田村市総務部総務課 主査 吉田 浩一

田村市大越行政局産業建設課 課長 遠藤 浩一

田村市農業委員会 主任主査 三浦 幹

4. 議事次第

- (1) 委員構成の変更について（報告）
- (2) 第4回協議会資料の訂正について（報告）
- (3) 基本計画（案）について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

5. 会議の概要

事務局

会議開催に先立ち、4点、連絡事項を申し上げます。

1点目、本日の会議は、委員17名中16名が出席であり、要綱第7条第1項の定足数を充足していることから、会議が成立することを報告します。

2点目、本日の会議から新たな委員として、田村市：松本総務部長・田村市：渡邊産業部長・大越町認定農業者会会長／市認定農業者連絡協議会 会計 柳沼氏に出席をいただいております。

3点目、市役所内部の人事異動により、職員の変更が生じたため、会議に出席している関係職員から自己紹介を行います。

<計8名自己紹介実施>

4点目、会議資料確認（事前配布資料・当日資料・参考資料）。

事務局

1. 開会

開会を宣言。

会長

2. 会長あいさつ

<会長あいさつ>

事務局

3. 報告事項

これ以降は、要綱第6条2項に基づき、会長に議長をお願いします。

会長

(1) 委員構成の変更について

委員構成の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第4回協議会以降、委員の変更がありました。内訳は、兼任解除が1名、補充者が1名です。以下、詳細について説明します。

【説明要旨】

- ・石井清吉委員が平成30年3月31日付けで大越町認定農業者会会長／田村市認定農業者連絡協議会監事の任期が満了となった。推薦母体である農業委員は継続であるため、当該協議会委員は継続。
- ・役員改選により、平成30年4月1日付けで大越町認定農業者会会長／田村市認定農業者連絡協議会会計の柳沼正郎氏を新たに委嘱。
- ・市役所内部の人事異動により、総務部長及び産業部長が変更となっている。前任の産業部長が個人として当該協議会の副会長の指名を会長から受けていた。要綱第4条3項に基づき、副会長を新たに指名する必要有。

会長	事務局からの説明について、まず始めに副会長の指名から行います。例に習い、田村市産業部長の渡邊昌明委員を指名したいと思いますが、異議はありますか。
委員	<異議なしの声多数>
会長	異議なしとのことでしたので、渡邊委員を副会長に指名します。渡邊委員、副会長席への移動をお願いします。
副会長	(副会長席へ移動) どうぞよろしくをお願いします。
会長	その他、この件について、意見等がありましたらお願いします。
委員	(意見等なし)
会長	意見等がありませんので、次に移ります。
会長	(2) 第4回協議会資料の訂正について 第4回協議会資料の訂正について、事務局から説明をお願いします。
事務局	不動産管理事務の軽減と効率化を図るため、産業団地敷地内の字界変更を実施しており、平成30年3月19日付けで登記が完了となっております。しかし、3月26日に開催した第4回協議会の資料は、旧字名で記載されていたため訂正します。なお、農地の2筆については変更ありませんが、平成30年6月1日付けで農業振興地域の除外手続きが完了しておりますのでご報告いたします。
会長	事務局からの説明について、意見等がありましたらお願いします。
委員	(意見等なし)
会長	特に無ければ、説明どおりの内容でご了解をいただきたいと思います。報告事項は、以上で終了します。
	4. 協議事項
会長	(1) 基本計画(案)について 基本計画案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	前回の第4回協議会で、基本計画骨子について承認をいただきましたが、骨子から説明文章や図面等を除き、本文のみ抽出したものが基本計画(案)としております。基本計画(案)に書き換えるにあたり、内容の変更はありません。表現の方法・誤字脱字の訂正・新規追加部分を朱書きにて記載しております。 1ページ目から、順を追って説明申し上げます。

<基本計画案の項目1～10について説明>

【説明要旨】

「1. 再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」

- ・国内の基本計画策定実績に習い、該当する市町村の概要について追加。
- ・地元産の木材（県産材）の年間8割以上活用、原料に対する放射線への安全対策について明記。
- ・「および」の記載を「及び」に統一。

「2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」

- ・木質バイオマス発電設備を整備する産業団地部分と附属設備を整備する農地に分類して記載。
- ・農地部分の備考欄「付帯」の記載を「附属」に変更。
- ・産業団地内部には筆数が複数存在している。敷地造成に伴い、不動産管理事務の軽減と効率化を図るため、1区画1筆を基本に合筆及び分筆処理を実施している。全ての処理は平成30年7月下旬に完了予定。これに伴い、既存の記載内容とは異なる番地が記載されるが、今日は内容のみを協議いただき、番地が確定した後に各委員へ変更後の基本計画を郵送。意見等がなければ内部決裁を経て公表の手続きを行いたい。
- ・産業団地内の地目は全て「宅地」に統一される予定。

「3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」

- ・骨子から変更なし。

「4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項」

- ・骨子から変更なし（荒廃農地の再生や農地の集積化は計画しておらず、該当なし）。

「5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項」

- ・内容については、骨子から変更なし。
- ・表内の脱字を訂正。
- ・「併産される」という表現が一般的ではないため、「発生する」という表現に変更。

「6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項」

- ・骨子から変更なし。

「7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価」

- ・内容については、骨子から変更なし。
- ・「および」の記載を「及び」に統一。
- ・目標の項目で「発電量」「木材供給量」「排熱等供給による地域の農林業の健全な発展に資する取組を行うこと」を明記。
- ・設備整備者は、毎年度、認定設備整備計画の実施状況を市に報告。報告内容について、田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会において、計画の進捗状況を確認・協議。

「8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復」

- ・内容については、骨子から変更なし。
- ・「および」の記載を「及び」に統一。

「9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」

- ・骨子から変更なし(周辺農林地における権利移転等を一括して行う予定はなく、該当なし)

「10. その他の事項」

- ・骨子から変更なし。
- ・基本計画策定後は、市のホームページ等で広く周知を図る。
- ・設備整備計画が基本計画に適合するか審査し、その実施見込みが確実であることを市が確認する。設備整備計画の認定時には、県の同意も必須。

会長

ここまでの説明について、委員の皆さまから質問・補足説明等があればお願いします。

A委員
(関係住民)

基本計画策定後、設備整備計画を認定するという流れは何度も説明を受けておりました。農林業振興に関する部分も基本計画で触れられていますが、バイオマス発電完成後は、本当に人口が増えるのか、農業に力が入るのか、この地域は活性化するのか、その部分が何一つ見えない。バイオマス発電所ができることにより、大越町という地域が活性化するのであれば、それ以前に何らかの方法で活性化しているはずですが、基本計画(案)の中に「木質バイオマス発電の整備を促進し、農林業の健全な発展に向けた一助とする」と記載されているが、“何をどのようにやるのか”“どこまでどのようにやるのか”ということに記載しなければ『絵に描いた餅』になってしまうというのが第3回協議会の意見だったと思います。そのために、発電所整備後に協議会^(注)が設立される訳だが、その協議会^(注)が「どの程度の権限を持ち、発電事業に対して意見ができるのか、事業者がその意見をどの程度吸い上げてくれるのか、市はどの程度協力してくれるのか」について、この基本計画には記載しないとしても、もう一度話を伺いたいと思います。また、“排熱または温水を農林産物栽培施設(ハウス等)に供給する”ということだが、個人として農業に参入する方が利用したいと言った場合、これは可能なのか、参加が可能となる方法を含め、こ

れに対する計画案はいつ公表されるのか、こういったタイムスケジュールを想定しているのか、それらも聞かせていただきたい。この基本計画（案）だけでは、事業者が示すような青写真が見えてこないことに加え、『絵に描いた餅』で終わらせないためにも回答いただきたい。この場で不可であれば、別な機会にでも回答をいただきたい。

会長 A委員、答弁者の指名はありますか。

A委員
(関係住民) ありません。

会長 それでは、事務局から答弁をお願いします。

事務局 ただ今のA委員からのご意見については、第3回協議会の議事録にも記載があり、内容についても確認しております。第4回協議会において、農林業振興に資する部分について、中身の協議を行っております。中身については、“排熱または温水を農林産物栽培施設（ハウス等）に供給し、農林業振興を図る”ということで議論しており、住民説明会でも同様の説明をしております。第3回協議会当時は、「やる事は約束するが現時点で具体性がないため、基本計画には掲載できない」という議論に対し、「やると約束しているのに対し、基本計画に載せないのは逆におかしい」という意見をいただいたため、第4回協議会の基本計画骨子から掲載しております。中身については、具体的に決まっていなかったと思いますが、事業者側から回答を求めてもよろしいでしょうか。

会長 説明しきれない部分もあると思うが、A委員、いかがでしょうか。

A委員
(関係住民) 今までと同じ回答だと思います。地域として考えた時に、久しぶりの大型事業ということで、期待している部分が多い訳です。期待させるような青写真も示されています。「本当にそのとおりにやってくれるのか」というのが一番不安な部分です。当該発電事業に関する意識調査（戸別訪問）の結果について、放射能への不安を持っている人もおりますが、この事業そのものに対する不安を持っている人もたくさんいるはずですよ。私は、発電所が整備される地域の区長として住民からたくさん意見をいただいております。整備することが決まったのであれば、前向きに捉えていかなければならないと思いますが、プラスの効果を見せていかなければ、不安というのはどこまで行っても解消されないと思います。放射能については、どんな専門家がきても、何を言っても不安は解消されません。それは我々に知識がないからです。知識がない方にどれだけ言っても無理だと思います。放射能＝悪いものだというイメージは、7年前から訴えられているからだとも思います。しかし、地域として考えた時に、住民が目に見えて大きな産物だとわかるものがあれば、不安は解消されていきます。20年・30年先の不安より、今、目に見える“利”の方が大きいからです。そういった内容について、基本計画内に記載することは不可能でも、何らかの形で如実に示していくことで、不安は地元から解消されるのではないかと考えております。

会長	事業者側から何か意見はありますか。
B委員 (設備整備者)	<p>今までと同じような回答になってしまうかもしれませんが、私共事業者は過去の説明会等でも、必ず農業経営等を行っていくことは表明しております。責任ある会社として、約束を守っていく必要もあります。どういった農業経営をやっていくかという部分ですが、勿論我々は素人ですので、知識や経験はありません。例として挙げるとすれば、経験のある方に一任することなども考えております。また、どういった作物を栽培していくか、こういったこともこれから検討する必要があります。具体例を挙げれば、青森県の津軽ではトマトを栽培しております。決して思い付きで実施した訳ではなく、販路を確保した上で開始し、生活協同組合等に購入をしていただいております。岩手県の花巻ではキクラゲを試験栽培しております。背景として、キクラゲは99%中国からの輸入に頼っており、国内で事業としての成功例もあったためです。これも思い付きではなく、各関係機関からのアドバイスを受けて取り組んでおります。農業分野は我々のグループ会社が行うのか、先ほどA委員からあったように農業に意欲のある方をお願いするのか、これから市を始め地元の方々々と協議をした上で決めていきたいと考えております。津軽・花巻両地域とも、発電所が稼働を開始してから1年後を目途に農業分野が開始しております。理由としては、発電所が設計通りに稼働すれば良いですが、相手は機械であるため、何があるかわかりません。機械の安定運転を見届けた上で農業分野を検討していきたいと考えております。故に、農業分野に取り組む時期は、発電所稼働時期とタイムラグが生じることをご承知おき願います。</p>
会長	農業関連について、排熱や温水を利用したいという内容で、情報収集も含め企業等から照会はありましたか。
事務局	全て農作物の企業という訳ではありませんが、5社程度は協議及び照会の対応をしております。
会長	基本計画に記載する内容については、最低限の部分ということもあり、具体的な計画については、書ききれないこともあると思います。今の答弁を伺いますと、農業分野については、ある程度の期間を要して内容について協議が必要だと理解をしました。
事務局	事務局としても、A委員が仰った意見はもっともだと思いますし、市農林課としても十分に検討が必要だとも思います。「排熱等供給による地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う」と基本計画に明記されており、取組に対してこの協議会で評価をすることも明記されております。事業者からの発言にもあったように、発電の動向を踏まえた上で農林業に資する取組について市農林課としても検討していきますし、A委員の意見と同じように、この発電事業が成功することで農林業分野が発展することを期待しております。
会長	その他、皆さんからご質問ございませんか。
委員	(質問なし)

会長 皆さんからの意見等がないようですので、基本計画（案）について、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 <意義等なし>

会長 それでは、基本計画（案）について、承認される方は挙手をお願いします。

委員 <全出席委員が挙手>

会長 ありがとうございます。全員挙手したことを認め、基本計画（案）を承認します。

（２）今後のスケジュールについて

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 今後のスケジュールについて、３点説明します。

１点目。基本計画が承認されたことに伴い、次回協議会は直近に開催する予定はありません。従って本日の協議会の議事録については、書面により個別に確認をお願いしたいと考えていますので、協力をお願いします。

２点目。先ほどご説明した合筆及び分筆の手続きの関係上、7月下旬に番地が確定した後、新たな番地で記載した基本計画を各委員へ郵送します。内容をご確認いただいた上で、意見等がなければ内部決裁を経て公表を行います。公表後、事業者から設備整備計画が提出され、県の同意を得た後に市が認定を行います。認定により、農地転用の例外措置が適用となりますが、時期は8月下旬を見込んでおります。なお、認定した設備整備計画は各委員へ郵送を行います。

３点目。設備整備計画認定後については、進捗について定期的に報告を求め、取組の実施状況について協議会で検証を行います。開催時期は1年に1回程度を予定しておりますが、現在から1年後は操業していませんので、第1回目の検証に係る協議会開催は、操業から1年後となる予定です。委員の委嘱が平成31年3月末日までとなっておりますので、委員が変更になるかと思いますが、引継ぎの際は当協議会のことを後任の方へお話してください。なお、詳細については事務局から改めて説明いたします。

会長 今後のスケジュールについて事務局から説明がありましたが、委員の皆さんからご質問ございませんか。

委員 <質問等なし>

会長 定期的な協議会開催は本日で一旦終了となりますが、協議会自体は解散することなく存続となりますので、今後も引き続き協力をお願いいたします。

以上で議事を終了します。ありがとうございました。

5. その他

- 事務局 事務局から1点、連絡事項があります。商工課の方からお願いいたします。
- 事務局 <木質バイオマス発電事業に関する意識調査(戸別訪問)の結果について報告を実施>
- 事務局 この件に関して、皆さまからご質問等ありませんか。
- 委員等 <質問等なし>
- 事務局 その他、事務局からの連絡事項はありませんが、皆さんから何かございますでしょうか。
- C委員
(関係住民) 前任の市産業部長にも依頼をしていましたが、産業部長が異動となったとのことですので、改めて依頼いたします。産業団地の管理に対する要望及び発電所建設に対する諸々のことについてお聞かせください。
1点目。産業団地内汚染土壌の一時保管場所に係る地下水の水質検査を継続して年2回以上実施していただきたい。現在は3箇所水質検査が実施されておりますが、特にそのうちの1点については、過去立地していた企業の汚染土壌が一時保管されている箇所ですので、一時保管が終了となるまで水質検査を継続し、結果については従来通り地域住民に公表していただきたい。一時保管場所は市有地であり、過去立地していた企業に保管場所を提供しているためです。残りの2箇所については、今年秋の検査結果により異常がなければ中止したいという意向を市担当部署から聞いているが、産業部長の意見も伺いたい。
- 副会長 当該協議会の主旨とは異なると思うが、せっかくの機会ですので回答させていただきます。今の段階では、お話しがあった3箇所についての資料等もなく不明ですが、要望のあった内容については対応を検討させていただきます。会議終了後に詳細なお話しを伺いたいと思います。
- C委員
(関係住民) 当該協議会の主旨については理解しておりますが、我々は産業団地に関することで地区の代表として来ております。ですから、その他の事項で申し上げているということをご理解いただきたい。議事録が残る会議ですので、区長が問題提起をしたという証拠も残るため、関連性があるこの会議で発言をさせていただきます。
- 副会長 了解しました。回答については別な場所で行いたいと思います。
- C委員
(関係住民) 2点目。産業団地内の粉塵対策について伺います。昨年造成工事期間中、定期的に散水車によって対策をしていただきましたが、夏場の好天候が続くと全くと言っていいほど効果はなかった訳です。それに伴い、苦情も多くなりました。そういった経緯が、当該発電事業の足かせになっていることは間違いありません。今後は完全に整地が終了すると思いますが、全面舗装となった場合は粉塵の心配はありません。しかし、すぐに全面舗装という訳にはいかない

でしょうから、粉塵対策について、今年の夏はどうするのかお聞かせいただき、その方法については地域住民に周知をしていただきたいと思います。

副会長

産業団地が完成に近づき、粉塵(土埃)の発生についても把握しております。個別にお話しもいただいております。対応については現在検討中でありますので、方針が決まり次第、何らかの形でお示ししたいと思います。

C委員
(関係住民)

3点目。6月議会の木質バイオマス発電所建設に係る当初条件の変更に反対する決議採択の陳情書について報道されましたが、これについて、この案件に対する経過と市の対応についてお聞かせください。

副会長

6月議会に陳情いただき、議会上では継続審議という形になっており、9月議会で方向性を決めることとなりました。事実のみお話しするという点で、この程度のお話しでよろしいでしょうか。

C委員
(関係住民)

了解しました。

4点目。基本計画に記載のあった設備整備計画の認定について、県の同意が必要と口頭で説明を受けました。関連してお聞きしますが、意識調査の結果から線量が高いものは受け入れないことや、バグフィルターとヘパフィルターの二重構造化の設備について記載があり、これらの内容については県の指導を仰いでいるのか確認をしたい。市にはおそらく、放射線に関する専門的な知識を持った職員はいないと思われます。その職員に何を言われても地域住民は信用できないと思います。事業者についても、機械の納入業者から最良の提案を受けるのみだと思えます。国や県の専門家の意見を伺って事業を進捗させなければならないと思えますが、現時点でそれらの指導等は受けているのか伺いたい。

事務局

説明不足で認識の誤りを生んでしまったのであれば、大変申し訳ありません。あくまで県の同意が必要となるのは、基本計画ではなく設備整備計画だということは、認識は同じだと思います。設備整備計画は、農地転用の原則不許可の例外措置を受けるために同意をいただくものであり、関係する部署は県においても農業分野の部署となります。同時に、市の農業委員会についても同意を求めることとなりますが、具体的な放射性物質に対する知識については、今回の同意とは違う分野の所管となります。建物及び発電事業本体に係る部署での議論が適切かと思えます。

C委員
(関係住民)

そうした場合、この基本計画及び設備整備計画については県の意見が必要であり、建物内の機械設備については県の指導等は不要という考えでしょうか。我々は、安全だと言う事業者の説明だけでは納得できません。そこに専門の方からの助言があれば良いですが、身近な市の職員に適当な者がいないとなれば、国・県及びこの協議会から助言をすべきではないでしょうか。検討をお願いします。

副会長

補足をしますが、発電所建設に対し国・県の指導を仰ぐという規程はありませんが、一般的な技術に対する話を聞く機会として、5月25日に「発電事業

に係る技術的安全対策に関する説明会」を市議会議員の皆さまを対象に開催しました。その際、環境基準に沿った対策について環境省・内閣府・県の方々も参加いただいております。住民に対する説明をどうするか、という点については、これから設立する「地域の代表者が参画する協議会」の準備会を開催していく中で議論をしたいと考えております。とはいえ、市から住民に対する説明及び情報提供が遅れていることは事実です。大変申し訳ありません。

C委員
(関係住民) 5点目。産業団地は9割ほど完成したように見受けられ、企業が立地することを待つだけだと思いますが、今回の木質バイオマス発電に係る「総事業費」「国県の補助率」「工事開始のスケジュール」について、地域住民が聞きたい情報だと思います。話せる範囲で教えていただきたい。

副会長 市からは把握している範囲でお話しをさせていただきます。総事業費は約50億円、うち補助率は75%程度です。平成31年度中には工事が竣工となるよう進めていると伺っております。

C委員
(関係住民) 工事の着工はいつ頃でしょうか。

B委員
(設備整備者) 基礎工事が平成30年秋ごろから開始され、プラント建設は平成31年4月ごろから開始したいと考えております。試運転は平成31年11月から、本格運転は平成32年の3月からという予定です。

C委員
(関係住民) 工事車両が出入りすると思うが、市では住民に対して周知を行う予定はありますか。

事務局 周知は行います。

C委員
(関係住民) 了解しました。ありがとうございます。質問等は以上です。

副会長 地区の住民に対して、理解しやすいように情報提供をしていきますので、その都度お話しをさせていただきたいと思います。

事務局 その他、皆さまからご意見等はございませんか。

委員 (意見等なし)

6. 閉会

事務局 閉会を宣言。

以上

(注)

木質バイオマス発電事業に対し、地域の代表者等が参画し、安全性の確認や住民意見を反映させるために設備整備事業者が設置する協議会

※市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会とは異なる